

代理権授与通知書

代理人	住所			
	氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
授権事項の区分	1. 印鑑登録申請に関すること。 2. 印鑑登録申請について回答書の提出及び印鑑登録証の受領に関すること。 3. 印鑑登録の廃止申請に関すること。 4. 印鑑登録証の亡失届出に関すること。 5.			
本人が来庁できない理由				

上記の者を代理人として所定の権限を委任しましたので通知します。			
		年	月 日
時津町長 様			
本	住所	時津町 郷 番地	登録印
	氏名		
人	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	

※注意事項

- この通知書は登録本人が記入してください。
- 『授権事項』はいずれか一つについてのみ、数字を丸で囲んでください。

代理人による印鑑登録の方法

※代理人による印鑑登録は、登録者本人への確認を郵送でおこなうため、手続き上2～3日程度かかりますので、予めご了承下さい。

【手続きの方法】

①左記の代理権授与通知書をダウンロードし、**登録者本人がすべて記入します。**
(代理人の住所、氏名欄等を含む)



②記載された代理権授与通知書(委任状)を代理人が戸籍住民係に持参し、印鑑登録の申請をします。

この時に持参していただくもの

- ・登録される印鑑(手彫りで欠けていないもの)
- ・代理人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)



③登録者本人の意思による印鑑登録の申請であるか確認するため、戸籍住民係より回答書(引換書)を登録者本人の住民登録地へ郵送します。



④届いた回答書(引換書)を**登録者本人がすべて記入し**、その回答書(引換書)を委任を受けた代理人が戸籍住民係へ持参します。

この時に持参していただくもの

- ・登録される印鑑(手彫りで欠けていないもの)
- ・代理人の印鑑(認め印で構いません)
- ・代理人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)



⑤印鑑登録証を交付いたします。

(印鑑証明書もこの時に交付することができます。)

くわしくは戸籍住民係までお尋ねください。

電話 095-882-3949(直通)